

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記	〇	
①	②	③	④	〇	

令和6年分
開催分

(ふりがな) はしもとせいこうえんかい

1 政治団体の名称 橋本聖子後援会

2 主たる事務所の所在地 東京都足立区鹿浜5-12-6

3 代表者の氏名 (姓) (名)
原 武彦

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
長崎 博

事務担当者の氏名

(姓) (名)
甲斐 将裕

(電話) 03-6550-0803

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項
☐ 政党の支部 の規定による政治団体
☐ 政治資金団体 ☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等 ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類
(現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)

国会議員関係政治団体の区分

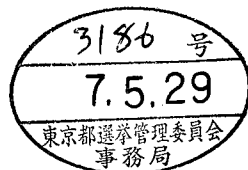
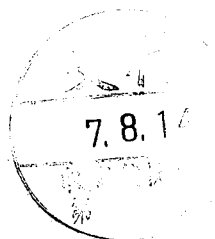
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 (姓) (名)
の氏名 石崎 聖子
公職の種類 参議院議員
(現職・候補者の別) (現職)
公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(2人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)
公職の候補者 (姓) (名)
の氏名(3人目)
公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	10,620,878
(前年からの繰越額)	10,603,709
(本年の収入額)	17,169
支 出 総 額	3,244,955
翌年への繰越額	7,375,923

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ロ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ロ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	17,169	
	合 計	17,169	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	48,463	0	
(4) 事 務 所 費	58,480	0	
小 計	106,943	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	421,812	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	2,700,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	16,200	0	
小 計	3,138,012	0	
合 計	3,244,955		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	品代	24,552	R6/11/25	株式会社ゲオ	愛知県名古屋市中区富士見町8-8 OMCビル	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	24,552				
	そ の 他 の 支 出	23,911				
	合 計	48,463				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	58,480				
	合 計	58,480				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	旅費・交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	JR乗車券代	13,580	R6/2/9	株式会社JTB	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内地下4階	
2	航空券代	58,880	R6/4/3	株式会社JTB	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内地下4階	
3	宿泊代	17,000	R6/4/3	ホテルアソシア静岡	静岡県静岡市葵区黒金町56	
4	JR乗車券代	15,290	R6/4/11	株式会社JTB	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内地下4階	
5	航空券代	40,250	R6/4/12	株式会社JTB	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内地下4階	
6	宿泊代	16,200	R6/4/13	リットモンドホテル高知	高知県高知市帯屋町1丁目9-4	
7	宿泊代	15,300	R6/5/25	レム新大阪	大阪府大阪市淀川区宮原1-1-1	
8	宿泊代	10,700	R6/7/25	株式会社ホテルニューオータニ高岡	富山県高岡市新横町1番地	
9	宿泊代	17,722	R6/7/30	株式会社ホテルグランヴィア広島	広島県広島市南区松原町1-5	
10	宿泊代	27,600	R6/9/30	ホテル日航奈良	奈良県奈良市三条本町8-1	
11	宿泊代	13,500	R6/10/17	仙台ターミナルビル株式会社	宮城県仙台市青葉区中央1-1-1	
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	246,022				
	そ の 他 の 支 出	69,790				
	合 計	315,812				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					ICカードチャージ代	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	106, 000				
	合 計	106, 000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	寄附金	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	寄附金	1, 500, 000	R6/9/24	ジャパニーズドリーム	東京都千代田区永田町2-1-1-803	
2	寄附金	1, 200, 000	R6/12/10	自由民主党北海道支部連合会	北海道札幌市中央区北4条西4丁目 ニュー札幌ビル9階	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	2, 700, 000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	2, 700, 000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	クレジットカード代金支払い	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	クレジットカード代金支払い カード代金支払い	16, 200	R6/5/10	アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド	東京都港区虎ノ門4-1-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	16, 200				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	16, 200				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 23日

政治団体の名称 橋本聖子後援会

会計責任者の氏名 長崎



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和7年5月23日

橋本聖子後援会

代表 原 武彦 殿

登録政治資金監査人

吉田 邦彦 (印)

登録番号

第4611号

研修終了年月日 平成26年3月7日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、橋本聖子後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は聴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を同時に実施する必要があること及びそのための作業スペースを確保する必要があることから、登録政治資金監査人の事務所に会計帳簿などの関係書類を集めた上で政治資金監査を行うことが適当であると判断したため、登録政治資金監査人の事務所（東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番13号七宝ビル7階）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議

員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

橋本聖子後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また橋本聖子後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上